

鳥取縣公報

告示

◆鳥取縣告示第三百六十四号

昭和二十一年十月鳥取縣告示第四百号生活保護法による保護等のため支出する費用の基準中一部を次のように改め昭和二十四年六月一日から適用する。

昭和二十四年七月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一を次のように改める。

第一生活扶助費の基準は左による。

別表第一

第一 類 (鳥取市、米子市、倉吉町、境町)
生活扶助費基準額算出表

昭和二十四年七月十二日
第二千二十七号 火曜日

本書ノキサハ國定規格 A 5 判

年齢	金額	性別	給三育の支那教育費	給三育の支那教育費	給三育の支那教育費	給三育の支那教育費	給三育の支那教育費	給三育の支那教育費	給三育の支那教育費
1~2	410円								
3~5	775								
6~10	995								
11~13	1,075								
14~15	1,415	男							
16~20	1,305	女							
21~50	1,195								
61以上	1,065								

第二類

世帯人員	金額
1人	305円
2人	405
3人	480
4人	515
5人	580
6人以上	15

区分	金額
養老施設に生活的援助する	1,155
養老施設に生活的援助する	1,380

00850

別表第一 生活扶助費基準額算出表 (その他の町村)

年齢	金額	備考
1~2	405円	保護を受ける者の収入に算入し得るもの
3~5	735	保護を受ける者の収入に算入し得るもの
6~10	940	保護を受ける者の収入に算入し得るもの
11~13	1,020	保護を受ける者の収入に算入し得るもの
14~15	1,320	保護を受ける者の収入に算入し得るもの
16~25	1,225	保護を受ける者の収入に算入し得るもの
26~60	1,130	保護を受ける者の収入に算入し得るもの
61以上	1,305	保護を受ける者の収入に算入し得るもの

区分	金額
養老施設及び生活扶助を受ける者の生活扶助費	1,110円
その他	1,265

第二を削除し「第三」を「第二」とし以下順次繰上げる第六を次のように改める

第六 保護を受ける者に特別の事由があつて第一の基準を超えて最低生活費を認定し若しくは第一乃至第五の基準を超えて支出しなければならないときは市町村長は個々の世帯(保護を受ける者)につき厚生大臣の認可を受け保護に必要な額を支給することができる。

別表を次のように改める。

別表義務教育のための教育費として加算し得る教育費支給基準額(年額)

小学校	二年	三年	四年	五年	六年
七五〇円	七二五円	七八五円	一、一六〇円	一、二一五円	一、〇八五円
中学校	一年	二年	三年	四年	五年
二、九七五円	一、九三〇円	一、九七五円			

第二類

世帯	人員	金額
1	1人	225円
2	2人	315
3	3人	340
4	4人	420
5	5人	485
6人以上	1人増す毎に加算するもの	15

00851

鳥取縣告示第三百六十七号

昭和六年九月鳥取縣告示第三百二十九号鳥取縣農業水利改良事業出張所設置規程を次のように改正し公布の日から施行する。

昭和二十四年七月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣農業水利改良事業出張所設置規程中改正規程第二條中名称、位置、管轄区域を次のように改める。

名称	位置	管轄区域
鳥取縣農業水利改良事業天神野出張所	鳥取縣東伯郡南谷村大鳥居	東伯郡南谷村、上小鴨村、小鴨村、北谷村
米川用水改良事業出張所	米子市東町	米子市弓浜部一円
大口堰用水改良事業出張所	鳥取市東町	岩美郡倉田村、面影村、米里村、鳥取市
大井手用水改良事業出張所	同	氣高郡大和村、美穂村、大正村、松保村、千代水村、湖山村、八頭郡河原町、鳥取市

鳥取縣告示第三百六十七号

農業調整施設負担金交付規程を次のように定める。

昭和二十四年七月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

農業調整施設負担金交付規程

第一條 知事は食糧確保臨時措置法の実施に伴う農業調整施設に要する経費に対し、この規程により予算の範囲内で負担金を交付する。

第二條 前條に規定する経費は左に掲げるものとする。

- 一 縣農業調整委員会費
 - 二 地方農業調整委員会費
 - 三 町村(地区)農業調整委員会費
 - 四 その他知事の適当と認められた施設に要する経費
- 第三條 負担金の交付を受けようとするものは、申請書に左に掲げる書類を添えてこれを知事に提出しなければならない。

- 一 事業計画書(第一号様式)
- 二 收支予算書(第二号様式)
- 三 その他知事が必要と認める書類

第四條 負担金の交付を受けたものが、前條に掲げる書類の記載事項に重要な変更を加えようとするときは、予め知事に届け出なければならない。

前項の届出があつた場合知事が必要があると認めるときは、同項の届出事項について変更を命ずることができらる。

第五條 負担金の交付を受けたものは事業成績書(第一号様式)及收支決算書(第二号様式)を翌年度六月十五日までに知事に提出しなければならない。

第六條 負担金の交付を受けたものが、左の各号の一に該当する場合には、知事は、負担金の全部又は一部を交付せず、又はその還付を命ずることができる。

一、この規程に違反したとき、又は不正の行爲があつたとき

- 二、事業の施行方法が不相当と認められるとき
- 三、支出額が予算額に較べて減少したとき

附則

この規程は昭和二十四年四月一日からこれを適用する。

(第一号様式)

事業計画書(事業成績書)

種目	委員会設置数	委員設置数	書記設置数	備考
〇〇〇〇				
農業調整委員会				
(一)書記				
(二)委員				
計				

一、事業計画(事業成績)の概要

(第二号様式)

收支予算書(收支決算書)

収入	支出
計	計
自己負担金	自己負担金
縣費交付金	縣費交付金
区分	区分
予算額(決算額)	予算額(決算額)
備考	備考

区分	予算額(決算額)	備考
一、〇〇農業調整委員会費		
(一)委員手当		委員数 名
(二)書記給与		書記数 名
(三)事務費		
計		

◇鳥取縣告示第三百六十八号

價格査定委員会監査員規程第二條の規定により次のように監査員を任命した。

昭和二十四年七月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

証票番号 氏 名

- 31 宮倉政一
- 32 沢口勝藏
- 33 片平幸一

◇鳥取縣告示第三百六十九号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により東伯郡矢送村議會議員の條補者につき覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十四年七月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

昭和二十四年七月十二日から

同 年同月十七日まで

◇鳥取縣告示第三百七十号

大山地域綜合開發委員會規程を次のように定める。

昭和二十四年七月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

大山地域綜合開發委員會規程

第一條 この委員会は大山地域綜合開發委員會(以下單に委員会という)と称し大山地域(附表の通り)の綜

合的開發を図ることを目的として、知事の諮問に答え
必要に応じ知事に意見を具申することができる。

第二條 委員会はこの鳥取縣庁内に置く。

第三條 委員会は委員長一名、副委員長二名、委員若干
名をもつてこれを組織する。

委員長は知事がこれに当る。

副委員長は副知事をもつてこれに充てる外委員の中か
ら委員長がこれを選任する。

委員は縣議會の議員及び縣内外各界關係者並びに學識
經驗者の中から知事がこれを委嘱又は指名する。

委員会に顧問及び参与を置くことができる。

必要ある場合においては委員会に臨時委員を置くこと
ができる。

前項の臨時委員は知事がこれを選任する。

第四條 委員長は会務を総理する。

副委員長は委員長を補佐し会務を代理する。

委員長及び副委員長共に事故があるときは委員長の指
名する委員がその職務を代理する。

第五條 委員会は委員長がこれを招集しその議長となる。
第六條 委員会の事務は大山地域綜合開發事務局におい
てこれを掌る。

第七條 この規程に定めるもの外委員会に關して必要
な事項は委員長がこれを定める。

附則

この規程は公布の日から施行する。

附表

- (東伯郡) 矢送村、上小鴨村、南谷村、山守村、北谷村、
高城村、社村、灘手村、下北條村、中北條村、上北
條村、大誠村、由良町、榮村、浦安町、下郷村、上
郷村、古布庄村、八橋町、赤碕町、以西村、成美村、
安田村、下中山村、上中山村
- (西伯郡) 逢坂村、光徳村、名和村、御來屋町、庄内村、
所子村、縣村、高麗村、大山村、宇田川村、淀江町、
大高村、大幡村、巖村、日吉津村、春日村、五千石
村、大和村
- (日野郡) 溝口町、八郷村、日光村、江尾町、米沢村

昭和二十四年七月十二日印刷
昭和二十四年七月十二日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣鳥取市東町